

## 【第8講】

## 図面の役割　－その1－

世の中のほとんどの特許事務所では、明細書作成と図面作成とを分業することが当たり前となっています。しかし、私にはこのことが全く信じられません。よほどの天才が明細書を書いているのか、若しくは図面の役割を全く誤解しているかのどちらかとしか思えません。そして、図面の役割を全く誤解していてもそのことに気付かないのだとしたら、それは、明細書そのものが分かっていないからに他なりません。

例を用いて説明しましょう。仮に、発明の内容が「ある製品に構成Aを追加したことで、性能が2倍に向上した」というものであったとします。この場合、普通の事務所では、大まかには次のように考えて図面を作成するのだらうと思います。まず、製品には、構成Aの他にも構成を備えている筈ですから、それらの構成（例えば構成B～D）がどのようなものであるかを考えます。次に、それらの構成A～Dがどのように関連し合っているかを説明します。そして最後に、その結果として性能が2倍に向上したことを示すグラフを作成します。これで一通りの図面が揃ったことになるので、図面担当に依頼を出すのだらうと思います。

しかし、こうして作成された図面が説得力を持つのは、性能が向上したという実験データが存在する場合に限ります。「（実験データを見せられて）えっ。性能がこんなに向上するのか。どうしてだらう？」と疑問に思い、その状態で、性能が向上する理由を説明して貰って始めて「なるほど。」と思えるのです。普通の技術文献などは、ほとんどがこのようなスタイルで書かれています。

ところが、明細書をこのスタイルで書いても全く説得力はありません。何故かというところ、明細書では、性能が向上したというグラフに全く信憑性がないからです。すなわち、技術文献などでは「えっ。こんなに向上するのか」となる処を、明細書の場合は「また言ってらあ」としか思って貰えないからです。「えっ。性能がこんなに向上するのか。どうしてだらう？」という状態にしてから説明すれば、「きっと、そういうことなんだらう。」と思って貰えても、「また言ってらあ」という状態から同じことを説明したのでは、同じ結果にならないことは当たり前です。ですから明細書では、図面を使って事実（この場合は「性能が2倍に向上した」という事実）を幾ら説明しても無駄なのです。

では、どうすればよいのでしょうか？

それは、事実を説明するのではなく、事実を予測させるのです。つまり、明細書の読み手（たとえば審査官）が「これはきっと、性能が向上するぞ」と思えるようにするのです。いくら、明細書で性能が2倍向上した、5倍向上したと主張しても全く信憑性は生じませんが、読み手が勝手に「これは、きっと性能が向上するぞ」と思うのであれば、それは読み手に取っての事実です。性能向上が2倍ということが言いたければ、「きっと性能が向上するぞ」と思わせてから言えば良いのです。（まあ、言っても「2倍」の部分は信じて貰えないと思いますが。）

以上の説明から分かって貰えると思いますが、明細書の図面に描かなければならない内容とは、事実ではありません。事実を予測させる事柄です。では、その「事実を予測させる事柄」はどうすれば分かるのか。それは発明に深く向き合うしかありません。図面を検討すると言うことは、発明に深く向き合うことによって、「事実を予測させる事柄」を見つけることなのです。初めに「明細書作成と図面作成とを分業するなど、よほどの天才でなければ不可能」と言ったのは、こういう意味です。